

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

経営

融資拡充は4大プロジェクトにあり 今後の成長分野と信用金庫の取組み方

信用金庫の全国組織—信金中央金庫のシンクタンクが発表した「今後の成長分野と信用金庫の取組み」と題した経済レポートは、信金の顧客である中小企業経営の今後を見据えていて、金融融資面からも掘り下げている。

まず「新たに発足した安倍政権による“成長力強化”の旗印の下、民主党政権時代に策定された『日本再生戦略』は、TPPなどで見直されるものの、成長期待の分野そのものの認識が大きく変わることはない」と予測している。

民主党政権時代の「日本再生戦略」では、グリーン(エネルギー・環境)、ライフ(医療・介護)、農林漁業(6次産業化)の3分野を成長期待分野として掲げ、それらを担う中小企業(ちいさな企業)も含めた4大プロジェクトに重点的、集中的に施策を実行するとされた。

信用金庫業界では、成長分野に念頭においた融資商品を取りそろえる動きが広がっている。一部の信用金庫は専担チーム等を配置し、ビジネスチャンスを求め成長分野に携わる事業者等との関係強化に努めている。融資商品の拡充が見込まれる分野は、再生可能エネルギー、医療、介護、農業支援(応援)ローン、アグリビジネスローン、複合型商品などを挙げている。

信金業界は目下、中小企業向け貸出では大企業向けと同様に金利競争が激しく厳しい環境にある。そこで信金自体にも変化が起こり、その一例が信金と関連事業者連携であろう。

税務会計

電子証明書特別控除は3月で廃止 2012年度改正法案に盛り込まれず

政府は、3月1日に2013年度税制改正関連法案を閣議決定し、国会に提出したが、この法案に盛り込まれず3月の適用期限をもって廃止されることとなった制度の一つに、e-Tax(国税電子申告・納税システム)の普及にも一役買った「電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除」(電子証明書等特別控除)がある。

同制度は、電子政府の推進のため、国及び地方自治体に対するオンライン申請等を行う際に必要な電子証明書等(住民基本台帳カード+公的個人認証サービスに基づく電子証明書、ICカードリーダーライターなど)の取得を税制面で支援するため、2007年度税制改正で創設されたものだ。

電子証明書等特別控除は、具体的には、所得税の確定申告書の提出を、納税者本人の電子署名及び電子証明書を付して、その年分の提出期間内(原則として翌年1月4日から3月15日までの間)に、e-Taxを利用して行う場合、2007年分から2012年分のいずれかの年分で1回、所得税額から税額控除が受けられる。

税額控除額は、2010年分までは最高5000円だったが、2011年度税制改正で2年間の延長は行われたものの、2011年分は4000円、そして適用できる最後の年となる今年の2012年分は3000円に引き下げられている。

ちなみに、昨年の2011年分の控除適用者は12万1千人。電子証明書等特別控除もその役割を終えたということか。

今週のキーワード

信金と関連事業者 提携

信金は医療・福祉分野に取り組む事業者には、①出店希望地の不動産情報を提供する、②施設等の建設を行うハウスメーカーや地元建設業者を斡旋する、などの対応をとり、関連融資の獲得につなげる。また融資担当者が得た情報を本部に還元し、金庫全体で“情報一元管理”を行うケースも増えている。多くの信金では自治体、大学など外部のネットワークを活用し、地域内外からの情報収集・提供といった面から取引先をサポートする動きも活発で、連携強化の意図が明らか。